



労働基本権のいま

ーアジア太平洋のランドスケープ

IMF・JC 顧問 小島正剛

プロローグ

「21世紀はアジア太平洋の時代」ー今世紀に入る頃飛び交ったキャッチフレーズである。たしかにこの地域の経済発展は目覚ましく、中国の勢いは世界を席卷するかの如くであったから、多くの人びとがそう考えたことであつたらう。

あれから10年ほどが経過したいま、確信を持ってそう言い切れる人は、まだ多いであろうか。

すでに周知のとおり、明年には、製造業部門の金属(IMF)、

化学エネルギー(ICEM)、繊維被服(ITGLWF)の3つの国際産別(GUF)が解散・新組織の発足を見る手筈であるが、新GUF運動の新展開を展望する時、このアジア太平洋地域にも依然として大きな課題が立ちほだかっていることに気づかされるのである。

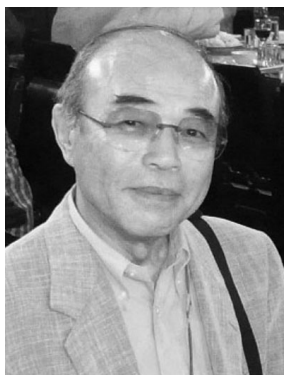
本稿では、アジア太平洋地域のランドスケープを展望し、基本権にかかわる未解決の課題を若干掘り起こしてみることにしたい。

多様なモザイク模様

アジアとはいふものの、周知のようにそれは地理的な括りに

すぎず、存在する国々には多様である。異なる歴史・社会・政治・経済・文化・宗教・風俗習慣などを持つ国々が、モザイク状に共存する地域である。

植民地時代を通り抜けた諸国が多く、権威主義的または開発独裁時代を経験した国が少なくない。その後多くの国で一定の民主化は進んだものの、いまだに独裁時代の負の遺産をひきずる国があるかと思えば、事実上二党独裁の国もある。加えて社会主義国(中国、ベトナム、ラオス)もあるから、きわめて多様である。あえて共通項があるとすれば、それは社会格差という皮肉な現象であるだろう。



その経済発展の状況を見れば、1人当たりGDPのレベルが30000ドル超の日本(45600ドル)、オーストラリア(40000ドル)、韓国(31410ドル)やシンガポール(59000ドル)など先進国グループを先頭に、経済的テイクオフの目安である3000ドルを超えたマレーシア(8600ドル)、タ



労働基本権のいま
— アジア太平洋のランドスケープ

インドネシアの電機労働者



イ(8000ドル)、中国(4000ドル)、インド(3600ドル)など中進国、そして1000ドル超(ベトナム、ラオス、ネパールなど)または未滿のカンボジア(980ドル)、ビルマ(460ドル)など最貧発展途上国の存在など、振幅の幅が大きく、しかも国内の格差問題を含め、モザイク模様は多彩でさえある。

労働運動をとりまく環境

こうした地域のランドスケープの中で、肝心の労働情勢を見るとき、忘れられないのは当然歴史的な経緯である。常識的には植民地時代、多くの諸国で労働運動は市民とともに抑圧された。いきおい労働運動は植民地解放闘争に加わるケースも多かった。

戦後独立が成ると今度は開発独裁体制の登場は開発政策や開発に必須の外資導入にとつて阻害要因と見做され、再び抑圧されるなどしたから、一国の民主化運動の先端に立った事例もけつして少なくない(韓国)。

労使関係を律する労働法を見ると、多くの場合植民地時代の法を踏襲し、すぐれて開発優先で、労働者福祉の視点からよりは、むしろ労働組合の統制や治安の視点から施行する

ケースが多かった(韓国「先建設後分配」政策)。労組の「登録」を義務付けているなどは、そのもう一つの事例に過ぎないし(イギリスを宗主国とした国ぐに、マレーシア、インドなど)、「政治活動の禁止」などはもう一つの例である(マレーシア)。開発のためには労働組合の自由や基本権を規制し、むしろ開発法に近い形に労働法を仕上げていった国もある(マレーシア)。

開発独裁は、治安上個別的労使関係については処遇面で妥協し、集団的労使関係についてはこれを厳しく規制し開発を優先させたのであった(インドネシア)。

その後の民主化の過程では、労働運動の再編や統合、新しい労働団体の発足もあり、三者構成のソーシヤル・ダイアログに取り組む事例も出現した(韓国、インドネシア)。

途上国労組の特徴について

右にみてきた状況から推測されるように、労組の組織的な特徴

も多様である。

途上国労組の共通項を探るのは困難だが、労働運動の外から観測する立場から、あえて弱点といわれる若干の側面を挙げる。とすれば、それは①組織率の低さ、②財政力の脆弱性、それと裏腹に③組合員へのサービス欠如、④プロフェッショナルリズムの欠如、⑤政策能力の脆弱性、したがって⑥組織力の脆弱性、等々があるようだ。加えて場合によっては⑦労々衝突、⑧NGOへの依存体質などもあり得る。政党の支配下という意味では分裂する各政党の支持基盤化している場合もある。そうした情勢では、組合指導部と一般組合員との間に大きな乖離がみられ、中間幹部層が手薄というケースもある(インド)。

こうした状況下では、団体交渉は機能が制約され、対政府・経営者団体との効果的なソーシヤル・ダイアログの機会は限定的で、必要に応じた政策提言もままならぬと判断されよう。

それはしかし、かれらだけに



労働基本権のいま
— アジア太平洋のランドスケープ

その責を問うことは出来ない。かれらを取り巻く社会的環境、親経営者のな政府、規制的な労働法、社会的公正や組合に理解を寄せず、あるいは敵対的な姿勢をとる一部経営者など、労使自治の原則が守られない環境に一番の原因があるだろう。労働法が組合組織の在り方や団体交渉のプロセスまで規定しているケースさえある（マレーシア）。

言い方を換えるなら、労使自治による労使関係のインフラストラクチャーが未整備なのである。独立した民主的労組が確実に組合員の利益を代表し、経営者との情報共有化や労使協議に応じて雇用確保・持続的成長をはかり、正当な団体交渉に臨んで公正分配を目指すという、ダイナミックな循環システムが健全に機能するとき、インフラは整備されたと見えるであろう。すなわち産業民主制の確立である。

近年の動向を見てさえ、社会的・経済的發展に必須の労使自治、労使対等の概念は一般化していないように思われる。その

みか、労働法の適用外にあるインフォーマル・セクターは、ほぼ野放し状態にあつて（インドネシア）、団体交渉を行う労働団体はエリート集団とのNGOからのコメントがまかり通る。多くの国のインフォーマル・セクターにとつて団体交渉はおろか社会保障など富の分配・再分配のシステムは望むべくもない。

とはいえ、アジアにも実効的な運動を推進する組織は沢山あるし、途上国の組合幹部のなかには、ドイツなど先進国の開発援助団体のプロジェクト等で先進的な労組教育訓練を受けた世代が育ちつつあるのも事実で、すべてが悲観的だということではない。

**労働情勢を見る視点
— 普遍的な価値**

こうしたアジア太平洋の組合や労働情勢を見ると、必須の視点があつた。

それは、常識的に普遍的な価値とされるILOの中核的労働基準（CLS）である。その基本条約が以下の「4分野8条約」

からなるのは周知のとおりである。

- 第87号条約（結社の自由・団結権擁護）
- 第98号条約（団結権・団体交渉権）
- 第29号条約（強制労働）
- 第105号条約（強制労働の禁止）
- 第100号条約（所得平等・同一価値労働同一賃金）
- 第111号条約（差別・雇用・職業上の処遇平等）
- 第138号条約（就業最低年限）
- 第182号条約（児童労働の禁止）

「労働における基本原則と権利に関するILOの宣言」および「フォローアップ」（1989年）アジア太平洋における労働情勢を展望するにも、労使紛争時に連帯行動を起こす判断を下すにも、その基準はこの中核的基準であるといつてよい。この公正・簡潔無比の条約基準が侵害されたか



第100回ILO総会

否かが行動の普遍的なベースになつておきたい。

**— ITUCの
基本権侵害報告**

例年、6月のILO総会時に公表されるITUCの年次報告（注）は、そうした基本条約の批准や遵守状況を中心に各国の実情を網羅している。2010年を対象とす



労働基本権のいま
— アジア太平洋のランドスケープ



児童労働撲滅のための学校プロジェクト(インド)

る新版は、さる6月の第100回ILO総会を機に公表された。

143カ国を対象に、地域別に報告している。デーセント・ワークを求めるといふ当り前の組合活動をしていたけなな職場でハラスメントを受け、差別され、解雇され、平和なデモに参加して拘留される。ある場合にはピケラインで警察や企業差し回しの暴漢によって負傷し、最悪の場合には密かに、あるいは公然と殺害されている。

アジア太平洋については次のように報告している。
(世界で最悪なのはラテン・アメリカで、わけても最悪なのはコ

ロンビアで殺害された活動家は年間49人だが) アジアも決して安全地域とは言えない。例えばパン

グラデシユにとつて10年は最も厳しい年となった。繊維労働者の抗議デモが年間を通じて展開された。官憲や企業差し向けの暴漢らによつて活動家6人が殺害されたのである。フィリピンの3人、パキスタンの繊維労働者2人を含め合計12人が殺害されたとある。

この1年、1000人以上が警察や暴漢の襲撃で負傷し、1000人以上が逮捕拘留された。そしてこうした数字は控えめである可能性が高い。

問題は労働組合権が正当に法制化されていない国が多いことだ。そして法はあつても遵守されていない。独立した労働組合こそ世界の普通の労働者の生活水準向上にとつて必須の用具なのだ、と報告書は強調している。「労働組合権は民主主義、経済成長、文明的な未来のために必須のものだ」とはパロウITUC書記長の言葉である。



第4回アジア金属労組連絡会議でコメントする筆者(左端)

エピローグ

いま、明年発足する製造業の新GUFはその準備段階にあるが、これから策定するアクション・プログラムでこうした情勢への具体的な取り組みを策定する作業に入っていると聞きおよぶ。

さる6月ソウルで開かれた第4回アジア金属労組連絡会議は、新GUFの形成状況の理解を深めたが、新組織発足後も金属の連帯の場として機能するのが望ましいだろう。

普遍的価値を基調とする労働法の確立、労使自治やソーシヤル・ダイアログを柱とする産業民主制の確立、超国家企業(TNC)労組ネットワーク構築とグローバルな連帯など、もうここに繰り返す必要もあるまい。

こうした案件が解決に向かうとき、かの「21世紀はアジア太平洋の時代」のフレーズは、真実味を帯びることになるだろう。そしてアジア太平洋は外に開かれた地域でありたいものである。

(注) ITUC『労働組合権の侵害に関する年次報告(2011年)』、2011年6月刊。

(2011年7月20日記)

● IMF-JC顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年IMF日本事務所に入職以来、JC事務局長代理、JC国際局長、JC副議長(国際委員長)(以上IMFとの兼務)、IMF地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年JC顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。